

県本部各部課長 殿  
県下各警察署長

原	議	永	年	保	存
共	00	00	10	31	5年

宮本運教第260号  
平成29年3月10日  
宮城県警察本部長

取消処分者講習実施要綱の改正について（通達）

取消処分者講習（道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の2第1項第2号に規定する講習をいう。）については、「取消処分者講習実施要綱の改正について（通達）」（平成26年5月27日付け宮本運教第601号）により運用しているところであるが、道路交通法の一部を改正する法律（平成27年法律第40号）の施行に伴い、取消処分者講習実施要綱を別添のとおり改正し、平成29年3月12日から施行することとしたので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、これに伴い、前記通達は廃止する。

記

1 改正の趣旨

準中型自動車免許の新設に伴い所要の改正を行った。

2 主な改正点

(1) 運転適性指導における使用車両の追加

実車による運転適性指導における使用車両に準中型自動車を追加した。

(2) 講習用教材の自動車等の追加

講習教材の自動車等に準中型自動車を追加した。

3 その他文言の整理

所要の改正に加え、文言等の整理を行った。

## 取消処分者講習実施要綱

### 第1 趣旨

この要綱は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条の2第1項第2号に規定する取消処分者講習（以下「講習」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

### 第2 準拠

講習の実施については、法、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「府令」という。）及び宮城県道路交通規則（平成13年宮城県公安委員会規則第1号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### 第3 基本的留意事項

#### 1 講習対象者

講習は、法第96条の3第1項に規定する取消処分者等及び同条第2項に規定する準取消処分者等（以下「対象者」という。）を対象とする。ただし、対象者のうち、次のいずれかに該当する者については、飲酒取消処分者講習（以下「飲酒取消講習」という。）の対象とする。

(1) 運転免許（以下「免許」という。）の取消事由に係る累積点数の中に、酒気帯び運転、酒酔い運転又は自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成25年法律第86号）第2条から第4条までに規定する罪でアルコールの影響によるもの（以下「飲酒運転」という。）の法令違反が含まれている者

(2) 無免許で飲酒運転の法令違反がある者

#### 2 講習指導員及び運転適性指導員

##### (1) 講習指導員の要件

交通部運転教育課長（以下「運転教育課長」という。）は、宮城県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が実施する講習において、宮城県警察職員の中から次の要件に該当する者を専任し、講習指導員として必要数確保するとともに、運転適性検査、技能診断等の業務に必要な補助者についても確保するものとする。

ア 巡査部長以上の階級にある警察官又は同相当の一般職員であること。

イ 運転適性検査・指導者資格者証の交付を受けていること。

ウ 講習に使用する自動車等を運転することができる免許（仮免許を除く。）を現に受けていること。

エ 運転適性検査等の実務経験が豊富であること。

オ 人格及び識見ともに優れていること。

カ 飲酒取消講習を実施する場合においては、飲酒取消講習の講習科目、時間割等に関する細目（四輪車用）（別表第1）又は飲酒取消講習の講習科目、

時間割等に関する細目(二輪車用) (別表第2) に規定する、アルコールスクリーニングテスト、ブリーフ・インターベンション①、ブリーフ・インターベンション②及びディスカッションについて、アルコール依存症の専門医により、それぞれの教養を受けていること。

## (2) 運転適性指導員の要件

運転教育課長は、指定講習機関が実施する講習においては、指定講習機関に関する規則(平成2年国家公安委員会規則第1号。以下「規則」という。)第5条各号の要件に該当する運転適性指導員を必要数確保させるものとし、これ以外の者を運転適性指導に従事させないこと。

また、飲酒取消講習を実施する場合においては、飲酒取消講習の講習科目、時間割等に関する細目(四輪車用) 又は飲酒取消講習の講習科目、時間割等に関する細目(二輪車用) に規定する、アルコールスクリーニングテスト、ブリーフ・インターベンション①、ブリーフ・インターベンション②及びディスカッションの各講習科目を行う指導員に、アルコール依存症の専門医により、それぞれの教養を受けさせるものとする。

なお、同条第5号の要件を満たす者は、指定講習機関に関する規則第5条第5号の規定に基づき、国家公安委員会が指定する講習を定める件(平成24年国家公安委員会告示第30号)により国家公安委員会が指定する講習(自動車安全運転センターが実施する新任運転適性指導員研修又は取消処分者講習指導員(一般)研修をいう。)を終了した者又は別に定めるところにより公安委員会が行う審査に合格した者とする。

## (3) 講習指導員等の資質の向上

運転教育課長は、講習指導員及び運転適性指導員(以下「講習指導員等」という。)については、別に定めるところによる実務実習を実施するほか、教養及び研修会を随時開催し、知識、指導能力等の向上に努めるものとする。

なお、研修会の開催に当たっては、心理学に関する専門家、学識経験者等を招致するなど、その内容の充実に努めるものとする。

## (4) 講習指導員等の服装

講習指導員等の服装は、活動に便利なもので、かつ、講習指導員等としてふさわしいものとする。

## 3 講習施設

運転教育課長は、所要の受講者を収容できる必要な教材を備えた教室等を整備し、講習の実施に必要な施設を確保するものとする。

なお、講習を行う施設、教室等については、講習を最も効果的に行うことができるように専用のもを整備するよう努めるものとする。

## 4 講習用教材

運転教育課長は、府令第38条第2項第3号の規定に基づき、講習用教材を次のとおり整備するものとする。

(1) 教本、視聴覚教材等

講習で使用する教本は、別紙1の内容について正確にまとめられたものを使用する。

また、宮城県の交通実態に関する内容の資料、危険予測、事故事例等に関する視聴覚教材等を必要数整備するとともに、筆記による検査のために所要の運転適性検査用紙を必要数整備する。

なお、飲酒取消講習においては、アルコールチェッカー（アルコール検知器をいう。）、アルコールスクリーニングテスト用紙、ブリーフ・インターベンション用ワークブック及びディスカッション資料を必要数整備する。

(2) 自動車等

コース又は道路における自動車等の運転をさせることにより行う検査に基づく指導（以下「実車による指導」という。）が実施できるよう、自動車及び原動機付自転車を必要数整備するものとする。

なお、大型自動車、中型自動車及び準中型自動車については補助ブレーキ等の装置を装備したものと、普通自動車についてはマニュアル式及びオートマチック式のものに補助ブレーキ等の装置を装備したものとする。

また、大型自動二輪車及び普通自動二輪車についてはマニュアル式及びオートマチック式のもの、原動機付自転車については原則としてスクータータイプのものとする。

(3) 運転シミュレーター

運転シミュレーターの操作をさせることにより行う検査に基づく指導（以下「運転シミュレーター操作による指導」という。）が実施できるよう、四輪車用、自動二輪車用及び原動機付自転車用の運転シミュレーターを必要数整備する。

(4) 運転適性検査器材

運転適性検査器材を用いた検査に基づく指導（以下「器材使用による指導」という。）が実施できるよう、動体視力検査器、夜間視力検査器並びに運転において必要な視覚を通じた刺激に対する反応の速度及び正確性を検査する器材を必要数整備する。

(5) 実車による指導に必要な器材

実車による指導に必要な無線信号灯等の器材を整備するよう努めること。

5 指定講習機関の指定

指定講習機関の指定を受けようとする一般社団法人若しくは一般財団法人又は指定自動車教習所（以下「一般社団法人等」という。）から当該指定の申請があった場合には、法第108条の4第1項第1号並びに規則第5条及び第6条の各要件について、当該一般社団法人等に直接赴いて確認するとともに、法第108条の4第3項各号に規定する欠格事項のいずれにも該当しない一般社団法人等であることの確認を行った後、厳格な審査により当該指定の可否を判断するものとする。

する。

## 6 講習対象者の区分

指定講習機関に行わせることができる講習の対象者は、前記1の講習対象者のうち、指定講習機関における講習の適正かつ確実な実施に配慮して、別に定める。

## 第4 講習実施上の留意事項

### 1 受講申請の受理等

#### (1) 受講日時・場所の指定等

運転教育課長は、講習に関する受講相談、受講資格の確認及び受講の日時・場所の指定等の手続きを行うものとする。

なお、受講日時・場所の指定に当たっては、受講対象者本人であること及び受講資格の確認を確実にを行うとともに、受講者の利便性を考慮し、円滑な指定に努め、取消処分者講習通知書（別記様式第1号）を交付するものとする。

#### (2) 受講申請の受理

受講申請は、運転教育課長の指定に基づいて、交通部運転教育課長又は指定講習機関において受理するものとする。

#### (3) 受講申請書類等

受講申請は、取消処分者講習受講申請書（別記様式第2号）のほか、写真2枚を提出させること。

### 2 講習時間及び実施期間

(1) 講習時間は、13時間（府令第38条第2項第5号）とし、飲酒取消講習以外の講習（以下「一般の講習」という。）は、13時間を連続2日間で行うものとする。ただし、やむを得ず連続で実施することができない場合には、近接した日に第2日目を指定する。

(2) 飲酒取消講習は、13時間を2日間で行い、第2日目については、第1日目を起算日として30日を経過した日以降に実施するものとする。ただし、実施が困難な場合には、第1日目を起算日として30日を経過する日に近接した日に第2日目を指定する。

### 3 学級編成等

#### (1) 学級編成の基本

1学級の編成は、1グループ3人を単位として計9人の編成を基準とする。

#### (2) 講習指導員の配置

講習指導員は、1グループにつき1人を配置するとともに、1学級につき補助者を1人を充てることを原則とする。

なお、指定講習機関にあつては、法第108条の5第1項の規定により、運転適性指導には運転適性指導員以外の者を従事させることはできないことから、補助者についても運転適性指導員を充てるものとする。

#### (3) 講習学級の細分化

講習対象者の区分は、受講者の態様に応じた適切な講習を実施するため、原則として、受講者が得ようとしている免許の種類に応じて行うものとするが、当該種類に係る運転技量が著しく未熟な場合等、講習の効果が十分期待できないと認められる場合は、この限りでない。

#### 4 運転適性指導

運転適性指導は、筆記又は口頭による検査、運転適性検査器材を用いた検査、自動車等の運転をさせることにより行う検査及び運転シミュレーターの操作をさせることにより行う検査に基づき行うものとする。

##### (1) 筆記又は口頭による検査に基づく指導

筆記による検査は、「科警研編73C」又はこれと同等以上の運転適性診断資料を使用して実施し、これに基づきカウンセリング等の指導を行うものとする。

なお、運転適性診断資料は、カウンセリング等の後、受講者本人に交付するものとする。

##### (2) 器材の使用による指導

器材の使用による指導は、検査結果を記載した診断票に基づいて安全運転の心構えを指導するものとする。

##### (3) 実車による指導及び運転シミュレーター操作による指導

###### ア 実車による指導場所の設定

(ア) 現に仮免許を保有する受講者に対し、四輪車により運転技能診断（以下「技能診断」という。）を実施する場合は、講習効果の観点から、原則として道路において行うものとする。この場合においては、講習用車両に「講習中」である旨を表示する標識及び法第87条第3項に規定する「仮免許運転中」の標識を見やすい位置に掲示するものとする。

なお、その他の受講者に対する技能診断については、コースにおいて行うものとする。

(イ) 技能診断を実施する場所及び内容（以下「講習路」という。）について四輪車学級にあつては、四輪車の講習路設定の基準と診断の着眼点（別紙2）に、二輪車学級にあつては二輪車技能診断課題設定の基準（別紙3）に基づき設定するものとする。

###### イ 使用車両

受講者が受けようとしている免許の種類に対応する自動車又は原動機付自転車を使用する。ただし、対応する自動車等がない場合には、次の措置を講ずることができる。

なお、身体障害者が自己保有の改造車両の持込みを希望した場合は、これを認めることとするが、手数料上の特例は設けられていないことをあらかじめ了知させること。

(ア) 大型免許を受けようとする者は、中型自動車、準中型自動車又は普通自

動車を使用すること。

- (イ) 中型免許を受けようとする者は、準中型自動車又は普通自動車を使用すること。
- (ウ) 準中型免許を受けようとする者は、普通自動車を使用すること。
- (エ) 大型自動二輪免許を受けようとする者は、普通自動二輪車を使用すること。

#### ウ 技能診断

技能診断は、運転技能診断票（別記様式第3号）を使用して行い、終了後に当該診断票を受講者本人に交付する。

#### エ 運転シミュレーター操作による指導

- (ア) 実車による指導のみでは指導が困難な交通事故その他危険な場面等について運転シミュレーターの操作により疑似体験させ、受講者の運転行動の危険性等を診断して指導を行うものとする。
- (イ) 使用する運転シミュレーターは、受講者が取得しようとしている免許の種類に応じ、四輪車用、自動二輪車用又は原動機付自転車用とする。ただし、原付免許を取得しようとする者に対しては、原動機付自転車用運転シミュレーターを整備するまでの間、自動二輪車用の運転シミュレーターで代替することができる。

### 5 講習指導案

一般の講習については取消処分者講習の講習科目、時間割等に関する細目（四輪車用）（別表第3）又は「取消処分者講習の講習科目、時間割等に関する細目（二輪車用）（別表第4）に、飲酒取消講習については飲酒取消講習の講習科目、時間割等に関する細目（四輪車用）又は飲酒取消講習の講習科目、時間割等に関する細目（二輪車用）に準拠し、13時間の範囲において講習指導案を作成の上、実施するものとする。

なお、降雪等の悪天候等の事情により予定していた講習科目の実施が困難な場合は、現場の状況により講習科目等を適宜変更するものとする。

### 6 講習終了証明書の交付

運転教育課長は、講習を終了した者に対して、取消処分者講習終了証明書（別記様式第4号）に受講申請時に受理した顔写真1枚を貼付して交付し、副本にも同様に写真を貼付して保管するものとする。

なお、指定講習機関において講習終了証明書を交付したときは、その写しを運転教育課長を経由して公安委員会へ送付させるものとする。

### 7 取消処分者講習終了証明書の再交付

運転教育課長は、講習を終了した者から、取消処分者講習終了証明書を亡失、滅失、毀損等の理由により再交付の申出があった場合には、取消処分者講習終了証明書再交付申請書（別記様式第5号）により申請させた上で、保管している副本の写しを交付するものとする。また、指定講習機関が再交付した場合は、取消

処分者講習終了証明書再交付申請書の写しにより運転教育課長を経由して公安委員会に速やかに報告させること。

なお、講習受講後、住所地を他の公安委員会の管轄する地域に変更又は移動した者が、取消処分者講習終了証明書の再交付を申請する場合には、現住所地を管轄する公安委員会を経由して、申請させるものとする。

## 第5 指定講習機関に対する指導上の留意事項

### 1 指定講習機関に対する指導及び監督

運転教育課長は、指定講習機関と連絡を密にしつつ、規則の関連規定に基づき、随時必要な命令、報告又は資料提出の要求、講習の立会検査等を実施するなど、講習が適正かつ確実に行われるよう特段の配慮をするものとする。

### 2 講習実施に伴う連絡等

運転教育課長は、講習の適正かつ確実な実施及び講習水準の維持・向上を図るため、規則第18条の規定に基づき、公安委員会と密接な連絡を取るよう指定講習機関を指導するとともに、指定講習機関が講習を実施する上で必要と認められる範囲の情報提供等を行うものとする。

### 3 講習実施結果の報告

指定講習機関が講習を実施したときは、取消処分者講習実施結果報告書（別記様式第6号）を作成させ、講習修了当日に運転教育課長を経由して公安委員会に報告させるものとする。

### 4 講習受講済みの登録等

運転教育課長は、講習を実施し、又は指定講習機関から前記3の報告を受けたときは、速やかに講習終了者についての登録、整理等を行うものとする。

## 第6 その他

### 1 講習効果の測定

運転教育課長は、講習の効果測定するため、受講者の受講後における交通違反及び交通事故の発生状況を追跡調査し、資料化とその活用に努めるものとする。

### 2 各種事故防止

運転教育課長は、講習中の各種事故防止に万全を期するため、講習指導員等に特段の配慮をさせるとともに、特に二輪車による技能診断に際しては、受講者にヘルメット、プロテクター、手袋等を確実に着用させること。また、二輪車による講習において、聴覚障害者及び聴力に不安があるため講習を受けるに当たり、安全を確保するための特別な対応を受けることを希望する受講者を含めて集団講習を行う場合には、何らかの不測の事態が発生した際にこれに対応できるように無線による意思伝達装置を使用するなどの措置を講ずることにより、受講者の安全を確保すること。

なお、講習に係る事故に備え、対人等の保険に加入させるとともに、指定講習機関における講習に関して発生した各種事故については、速やかに運転教育課長を経由して公安委員会に報告させるものとする。



## 別紙 1

### 1 最近における道路交通法令の改正の概要

最近5年間程度の主要な道路交通法令の改正の趣旨、施行の時期、改正の内容等について、図表等を用いて解説すること。

### 2 運転者の社会的責任

運転者として守るべき基本的な心構え並びに交通事故や交通違反を起こした運転者の刑事上、行政上及び民事上の責任について、図表等を用いて解説すること。その際、刑事裁判例及び民事裁判例並びに保険制度について、図表等を用いて解説すること。

### 3 危険予測

#### (1) 危険予測の心構え

駐車車両や障害物の陰から人が突然出てきても、安全な措置が執れるように、「かもしれない」運転を心掛けること、慣れによる慎重さや緊張感の鈍化による「だろう」運転を回避すること、道路環境の変化に合わせて意識を切り替えること等の重要性について解説すること。

#### (2) 危険予測の方法

視覚や聴覚を用いて、絶えず運転に必要な情報を捉えること、ちょっとした手掛かりを元に人や自動車等の存在を察知すること、他の自動車等の運転者、歩行者等が次にどのような行動をするかを、その者の目の動きや身体の動きによって察知すること等の重要性について解説すること。

#### (3) 死角

自らの車両によって生じる死角、駐停車車両によって生じる死角、交差点における死角、カーブにおける死角等についてイラスト等を用いて解説すること。その際、死角によって生じる危険を回避するための方法についても言及すること。

### 4 安全運転の基礎知識（運転の特性）

#### (1) 性格と運転

性格特徴が運転に与える影響について解説すること。

#### (2) 各年代毎の運転者の一般的特性

各年代毎の運転者の事故傾向、事故原因及び運転特性について、周囲の運転者が配慮すべき点も含めて解説すること。その際、運転者が運転する上での留意点についても言及すること。

#### (3) 視力と加齢

運転に必要な情報びんの大半を依存する視力（静止視力と動体視力、視野、明度の差及び順応と眩惑）について、イラスト等を用いて解説すること。その際、加齢との関係についても言及すること。

#### (4) 反応と加齢

加齢に伴って反応速度が遅くなったり、動作の正確さが低下したりすることについて、データ等を用いて解説すること。

#### (5) 飲酒運転の根絶

飲酒運転による事故傾向、飲酒運転の危険性及び罰則、飲酒運転をさせない取

組等について解説すること。その際、飲酒運転による事故の悲惨さについても言及すること。

## 5 安全運転の方法

### (1) 運転を始める前に

日常点検項目及び点検要領、運転免許種別に応じて運転できる自動車の種類、正しい運転姿勢並びにシートベルトやチャイルドシートの正しい着用・使用義務と効果、使用方法等について、イラスト等を用いて解説すること。

### (2) 歩行者・自転車の保護

歩行者・自転車利用者の行動特性及び歩行者・自転車を保護するための運転方法について解説すること。

### (3) 高速道路の通行

高速走行の危険性、高速道路における安全な通行方法について、イラスト等を用いて解説すること。

### (4) 駐車・停車、自動車の保管場所

駐車・停車が禁止されている場所、駐車・停車の方法及び自動車の保管場所の確保について、イラスト等を用いて解説すること。

### (5) 二輪車の特徴

二輪車の特性及び二輪車事故の特徴について、イラスト等を用いて解説すること。その際、二輪車事故を防止するため、二輪車側及び四輪車側で注意すべき事項についても言及すること。

## 6 事故時の対応と応急救護処置

財団法人日本救急医療財団が主催する心肺蘇生法委員会策定の「救急蘇生法の指針（市民用）」に基づいた応急救護処置及び一時救命処置の方法について、イラスト等を用いて解説すること。その際、事故時の対応についても言及すること。

## 7 各種制度

交通反則通告制度、放置違反金制度、点数制度及び講習（初心運転者講習、違反者講習、停止処分者講習、取消処分者講習、更新時講習及び高齢者講習）制度について、図表等を用いて解説すること。

## 8 被害者等の手記

交通事故がもたらす社会的影響及び運転者の社会的責任について再確認させ、安全運転意識の向上に資するような内容の被害者、加害者、被害者遺族等の手記を掲載すること。

## 9 安全運転5則

### (1) 「安全運転5則」を記載すること。

- ア 安全速度を必ず守る。
- イ カーブの手前でスピードを落とす。
- ウ 交差点では必ず安全を確かめる。
- エ 一時停止で横断歩行者の安全を守る。
- オ 飲酒運転は絶対にしない。

### (2) 交通事故情勢等に応じたトピックスの記載

その時々の交通情勢で自転車の通行モラル、事故の増加要因や交通弱者の保護に関するもの等を必要に応じてイラスト等を用いて記載すること。

別紙 2

四輪車の講習路設定の基準と診断の着眼点

実施場所別	講習路の形状	診断の着眼点
<p>1 道路 (所要時間 15～20分) (走行距離 4～5 km)</p>	<p>普通免許の技能試験コースに準じたものとし、</p> <p>(1) 広路 (往復2車線の内側) 交通量の少ない所を1箇所入れた方がよい。</p> <p>(2) 狭路 商店街(ない場合は、細街路) 住宅街</p> <p>(3) 歩車道区分有無 (1)、(2)ともできれば両側にあるところ</p>	<p>速度の加減速の状況</p> <p>飛び出しに対する警戒の仕方</p> <p>歩行者、自転車への応じ方</p>
<p>2 コース (所要時間 10～15分) (走行距離 2～3 km)</p>	<p>(1) 外周、外回り</p> <p>(2) 外周、内回り</p> <p>(3) クランクS字</p> <p>4 見通しの悪い交差点 直線、右折、左折</p>	<p>速度の加減速の状況</p> <p>交差道路への対応</p> <p>ハンドルさばき 減速調整</p> <p>飛び出しに対する警戒状況</p>

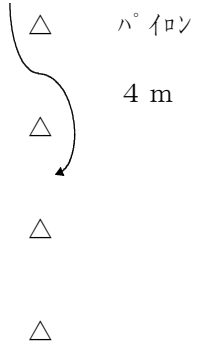
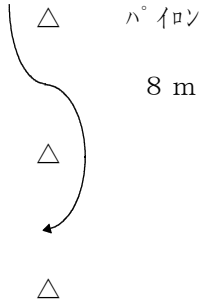
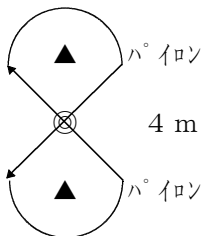
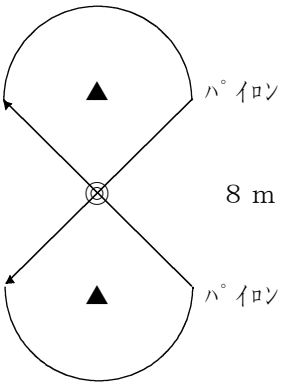
二輪車技能診断課題設定の基準

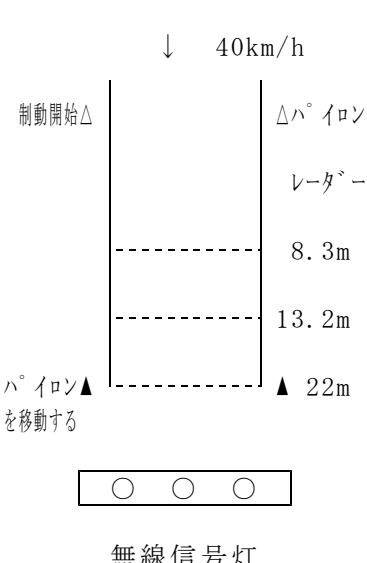
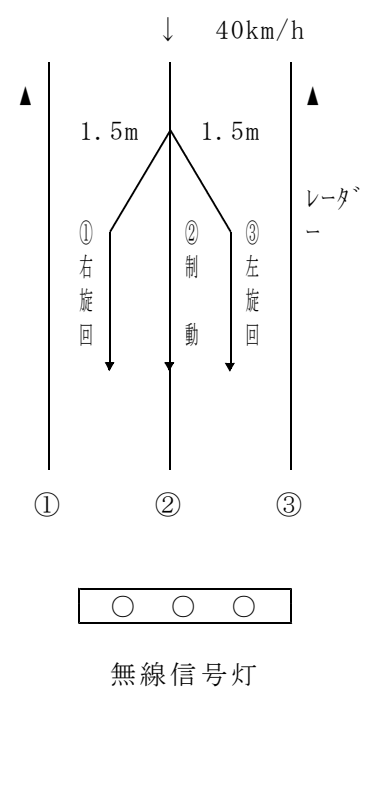
課題	課題設定の基準	指導の狙い
1 慣熟走行		<ul style="list-style-type: none"> <li>①最初は低速で外周を走行する。</li> <li>②2回目は外周3周を走行後、S、クランク等の屈曲コースに入り、順次速度を上げる。</li> <li>③受講者が走ったとの感を持つまで走行する。</li> </ul>
2 目標制動		<ul style="list-style-type: none"> <li>①40km/hで行う。ただし、原付は30km/hとする。</li> <li>②前輪、後輪、前後輪同時ブレーキの順で行う。</li> <li>③目標地点に停止できない場合には、再度繰り返して行う。</li> <li>④後輪ブレーキは13.2m以下ではロックするので、1回限りとする。</li> <li>⑤ギアは4速以上とする（エンジンブレーキがかからないため。）。</li> <li>⑥走行順序は、技能の高い受講者からとする。</li> </ul>
3 コーナリング		<ul style="list-style-type: none"> <li>①一定の速度で旋回させる。</li> <li>②指示速度は、10km/hから2～3km/hずつ上げる。</li> <li>③半径10m円が設置できない場合は、半径7mでもよい。</li> <li>④受講者が所定の速度に達したなら、警笛を鳴らさせ、他の受講者が半周する時間を計測し、速度に換算の上、記録する。</li> <li>⑤指導員が危険と判断するまでは、受講者に聞きながら速度を上げられるまで上げさせる。</li> </ul>

○受講者の技能レベルと問題走行を見極める。

○理解しているブレーキと実際の違いを自覚させる。  
○バランス、ブレーキ操作、乗車姿勢が容易でないことを認識させる。

○カーブでの進路保持の難しさを認識させる。  
○曲率と自分の限界速度を自覚させる。

<p>4 スラローム</p>	 <p>△ ハイロン 4 m</p>  <p>△ ハイロン 8 m</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>①パイロン間隔は、4 m と 8 m の 2 種類とし、4 m から始める。</li> <li>②走行速度は、低速度から順次速度を上げるように指示する。</li> <li>③他の受講者に通過時間を計測させる。</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○パイロンの短いコースでは車を倒さずハンドルで曲がることを体験させる。</li> <li>○僅かな速度超過、操作遅れがパイロンクリアできないことを認識させる。</li> </ul>
<p>5 8 の字旋回</p>	 <p>△ ハイロン 4 m △ ハイロン</p>  <p>△ ハイロン 8 m △ ハイロン</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>①パイロン間隔 4 m では単独走行させ、順次旋回半径を短くさせる。</li> <li>②パイロン間隔 8 m では 2 台同時に走行させ、4 周した後離脱し、次の受講者を進入させる。</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○低速度でのコース取りの難しさを認識させる。</li> </ul>

<p>6 緊急制動</p>		<ol style="list-style-type: none"> <li>① 40km/h~50km/hで行う。ただし、原付は30km/h~40km/hとする。</li> <li>② 後輪、前輪、前後輪同時ブレーキの順で行う。</li> <li>③ 制動開始地点通過時に制動合図を出す信号灯を準備する。</li> <li>④ ブレーキ操作力を表示する測定器により指導すると効果的である。</li> <li>⑤ 1人乗り制動が終わった時点で2人乗り制動を行う。</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 制動の限界を認識させる。</li> <li>○ 2人乗りブレーキの特性を理解させる。</li> </ul>
<p>7 緊急回避</p>		<ol style="list-style-type: none"> <li>① 指示速度を必ず守らせる。</li> <li>② まず、全員に合図と同時に緊急制動を行わせ、他の受講者に停止距離を測定させて記録させる。</li> <li>③ 3種類の合図を定めてランダムに合図を出させ、停止、右旋回、左旋回を行わせ、その距離を測定、記録させる。最初は、「あて感」で方向を間違えても続けさせるが、途中で全員を集め実際の交通場面で間違えることが何を意味するかを問い、注意を促した後、再開する。</li> <li>④ 車両の進行状況を明確にするため、残跡装置を車両に装備すると指導に説得力が出る。</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 認知、判断を要求される操作は、単純操作に比べて時間がかかることを体験し、安全運転の本質を理解させる。</li> </ul>

別表第1

飲酒取消講習の講習科目、時間割等に関する細目（四輪車用）

日	講習科目	講習細目	留意事項	時間	形式	担当者	資器材の装備	備考
第1日	呼気検査 運転適性検査	開講 呼気検査 運転適性検査	講習の目的とその日程について簡単に説明し、直ちに、呼気検査及び運転適性検査を実施する。運転適性検査では、自分の力を出し切るよう指導する。	70分	全員	1人	アルコールチェッカー（アルコール検知器） 運転適性検査用紙	受講者9人以内 受講者全員に対し補助者1人 1グループ3人 補助者は、運転適性検査を補助する。
	導入	(1) 講習目的と方法の説明 (2) 講師及び受講者の自己紹介	明るく率直な雰囲気を作り、何を話してもよいという気持ちを抱くよう仕向ける。 受講者の日頃の利用車種、車歴等を話させることで、寡黙の時間が続かないようにする。	40分	グループ（3人）別	受講者3人につき、 担当者1人		担当者は、同じグループを引き続き担当する。 補助者1人 補助者は、運転適性検査を採点し、診断票を作成する。
	性格と運転の概説	視聴覚教材により性格特徴が運転の仕方に表れる可能性のあることを示唆する。	自らの弱点を冷静に見つめる必要があることを気付かせるような内容のものとする。 運転適性検査結果に結び付け、安全な運転の在り方について指導する。	60分	全員	1人	視聴覚教材	補助者1人
	運転技能の診断	(1) 診断の狙いと心構え (2) 道路又はコースでの技能診断 (3) チェックリストによる長所・短所の説明 (4) 適性診断結果と照合した運転特徴の説明	運転時の危険な癖を指摘し、それが今後の運転に表れないようにするための方法を具体的に考えさせる。 その技術を助言する。	90分	グループ（3人）別	受講者3人につき、 担当者1人	自動車	受講後取得しようとする免許に対応する自動車によって行う。 仮免を有する者…道路 仮免のない者…コース 受講者全員に対し補助者1人
	適性診断結果による指導・助言	運転適性診断書を受講者に渡し、それを見ながら運転時の危険と直結しやすい弱点を指摘し、事故を起こしやすい要素が自らの中にあることを、それとなく気付かせるように仕向ける。	自らの運転の仕方を反省する必要があることを気付かせ、弱点が車の動きに表れないようにするためにはどうしたらよいかを考えさせる。 そして、できるだけ処分事由となった事故又は違反と適性検査結果とを結び付けて考えるように示唆する 最後に、安全運転実行のためのこつを助言する。	60分	個別的指導			
	アルコールスクリーニングテスト	アルコールスクリーニングテスト(AUDIT)を行わせる。	アルコールスクリーニングテスト(AUDIT)を行わせ、自らのアルコール依存の程度を自覚させる。	10分	全員	1人	AUDIT検査用紙	
	ブリーフ・インターベンション①	アルコールスクリーニングテスト(AUDIT)の結果に基づく指導を行う。 ワークブックを記載させる。	自らのアルコール依存の程度を自覚させ、飲酒行動の改善を促すよう指導する。 ワークブックの記載方法を説明し、問題飲酒行動及び飲酒運転抑止のための目標設定を行わせるとともに、講習期間中の飲酒量の変化や目標の達成状況について記録させる。	90分	個別的指導	受講者3人につき、 担当者1人	ワークブック	
呼気検査	呼気検査	呼気検査を実施する。	10分	全員	1人	呼気検査機器		
危険予知運転の解説	運転席から見えない部分に対する警戒心を高めるための方策を考えさせる。	運転席からの死角に対する気配りの必要性を強調して、突発的な事態の変化を想定しながら、慎重に運転する必要性を知らせる。	60分	全員	1人	視聴覚教材	補助者1人	
道路又はコースでの技能診断	運転技能の診断と同じメンバーで同じ講習路を走る。走行前の助言は、次のとおり。 (1) できるだけ広い範囲を見ること。 (2) 駐停車車両の陰、小交差道路などからの飛び出しに警戒を強めること。 (3) 歩行者、自転車等に不安を感じたときは、減速することを	車の動きが第1日目と変わらず乱暴であれば、状況に応じた早めの減速が実行されていないことを指摘する。場合によっては、同じ講習路をもう1度走らせる。 受講者の運転について、1人ずつ第1日目の運転と比較してどこが改善されているかを講評する。 なお、この際アンケートをとり、他のメンバーの運転に対する感想を記載させるようにすれば、この訓練の効用の度合いを把握できることになる。	60分	グループ（3人）別	受講者3人につき、 担当者1人	自動車		

		考えて運転すること。						
	安全運転実行のための指導・助言	(1) 適性・技能診断書から何が危険かを示唆する。 (2) 道路又はコースでの訓練結果から改善されたものと、まだ今後気を付けるべき事柄を指摘する。 (3) 危険予知運転の大切さを改めて気付かせる。 (4) 社会の中の自分、ルール及びマナーの在り方を理解させる。	適性・技能診断書を見せながら指導する。 自らの長所・短所を冷静に見つめ、短所が車の動きとして表れないように、刻々と変化する運転時の自らの心の動きを抑制する必要がある。 事故を起こしたくない気持ちを、このように、車の動きとして表現する必要があることを強調し、指導する。	60分	個別的指導			
第2日	ブリーフ・インターベンション②	ワークブック（日記）の記載内容の確認及び目標の達成状況の確認	ブリーフ・インターベンション①で設定した目標の達成状況や飲酒量の変化を確認し、個人ごとに飲酒行動や運転行動の改善について指導する。	60分	個別的指導	受講者3人につき、担当者1人	ワークブック	
	ディスカッション	飲酒運転をテーマとしたディスカッションを行い、飲酒運転の危険性・悪質性を理解させる。	自らの飲酒運転経験を発表させ、飲酒運転を行ってしまった理由や今後、飲酒運転を行わないための方策等について議論させ、飲酒運転に対する問題意識をもたせるよう、指導する。	50分	討議形式	受講者6人以上につき、担当者1人	ディスカッション資料	補助者1人
	講習から得られるものは何か	何が得られたかを中心課題として、受講者の心に残るもの、講習に対する印象の大略を把握する。運転時の意識の在り方の大切さが理解されていればよい。	質疑応答により、担当者が受講者の発言を促しながら進める。進め方の形式にこだわりなく、次のような結論に導く。 (1) 運転の改善は、一気にできるものではない。毎日を訓練のつもりです。 (2) 受講内容を時々思い浮かべながら運転する。 (3) 状況の変化には、一呼吸早めの減速で応じる。 (4) 先急ぎの気持ち、わがままさ及び横着さを刻々と抑えなければ、ブレーキの活用ができない。  受講者の心に残ったもの、受講後の改善意欲を感想文にまとめさせる。 嫌々ながら受講しているうちに、何かに気付き、受講してよかったという気持ちを抱いている可能性がある。このような気持ちを大事にしながらか講習を終了させる。	60分	全員	1人		補助者1人

備考 1 休憩時間は、講習時間以外に適当時間設けること。

2 「アルコールスクリーニングテスト（AUDIT）」とは、WHO（世界保健機関）が開発した、飲酒問題の程度を調べるテストをいう。

3 「ブリーフ・インターベンション」とは、自らのアルコール依存の程度を自覚させ、飲酒行動の改善を促すとともに、問題飲酒行動及び飲酒運転抑止のための目標設定を行わせるなどの短時間のカウンセリングをいう。



別表第2

## 飲酒取消講習の講習科目、時間割等に関する細目（二輪車用）

日	講習科目	講習細目	留意事項	時間	形式	担当者	資器材の装備	備考
第1日	呼気検査 運転適性検査	開講 呼気検査 運転適性検査	講習の目的とその日程について簡単に説明し、直ちに、呼気検査及び運転適性検査を実施する。運転適性検査では、自分の力を出し切るよう指導する。	70分	全員	1人	アルコールチェッカー（アルコール検知器） 運転適性検査用紙	受講者9人以内 受講者全員に対し補助者1人 1グループ3人 補助者は、運転適性検査を補助する。
	導 入	(1) 講習目的と方法の説明 (2) 講師及び受講者の自己紹介	明るく率直な雰囲気を作り、何を話してもよいという気持ちを抱くよう仕向ける。 受講者の日頃の利用車種、車歴等を話させることで、寡黙の時間が続かないようにする。	40分	グループ (3人) 別	受講者 3人につき、 担当者 1人		担当者は、同じグループを引き続き担当する。 補助者1人 補助者は、運転適性検査を採点し、診断票を作成する。
	性格と運転の概説	視聴覚教材により性格特徴が運転の仕方に表れる可能性のあることを示唆する。	自らの弱点を冷静に見つめる必要のあることを気付かせるような内容のものとする。 把握した診断結果及び運転適性検査結果を結び付け、安全な運転の在り方について指導する。	60分	全員	1人	視聴覚教材	補助者1人
	運転技能の診断(1)	(1) 診断の狙いと心構え (2) コースでの技能診断 (3) チェックリストの作成	① 日常点検・取り回し ② 慣熟走行 ③ 目標制動 ④ コーナリング ⑤ スラローム ⑥ 8の字旋回 ⑦ 緊急制動 ⑧ 緊急回避 コースにおいて示した課題を行わせることにより、二輪車の危険性は運転行動と密接な関係があることを理解させる。 その者の特性を把握し、診断票を作成する。	90分	グループ (3人) 別	受講者 3人につき、 担当者 1人	大型自動二輪車 普通自動二輪車 原動機付自転車	車両は、受講者1名に1台 補助者1人 課題は、①及び②のほか③～⑧のうち教課題を指定して実施する。 担当者の診断方法は定位置式とする。 慣熟走行は補助者の先導で集団走行させ、最初の2周は極低速で走行し状況を見ながら順次速度を上げる。
	適性・技能診断結果による指導・助言	運転適性診断結果及び技能診断結果に基づき、運転時の危険と直結しやすい弱点を指摘し、事故を起こしやすい要素が自らの中にもあることをそれとなく気付かせるように仕向ける。	技能診断の体験をもとに、二輪車の動きが運転者や速度によってどう違うか、これまでの思い込みとの相違点を話させ、気付かせる。互いの運転の違いを比較させ、処分事由となった事故、違反と適性検査結果を結び付けて考えるよう示唆し、どうすることが大事かを考えさせる。 第2日目の受講を考え、押しつける指導ではなく、希望を持たせる配慮が必要である。	60分	個別的 指導			
	アルコールスクリーニングテスト	アルコールスクリーニングテスト(AUDIT)を行わせる。	アルコールスクリーニングテスト(AUDIT)を行わせ、自らのアルコールの依存度を自覚させる。	10分	全員	1人	AUDIT検査用紙	
	ブリーフ・インターベンション①	アルコールスクリーニングテスト(AUDIT)の結果に基づく指導を行う。 ワークブックを記載させる。	自らのアルコール依存の程度を自覚させ、飲酒行動の改善を促すよう指導する。 ワークブックの記載方法を説明し、問題飲酒行動及び飲酒運転抑止のための目標設定を行わせるとともに、講習期間中の飲酒量の変化や目標の達成状況について記録させる。	90分	個別的 指導	受講者 3人につき、 担当者 1人	ワークブック	
呼気検査	呼気検査	呼気検査を実施する。	10分	全員	1人	呼気検査機器		
危険予知運転の解説	運転席から見えない部分に対する警戒心を高めるための方策を考えさせる。	画像を見て、何が問題かを相互に話し合わせる。二輪又は四輪の運転席からの死角に対する注意及び突発的な事態の変化を各人の経験に照らし話させ、安全運転の必要性及び対処法を認識させる。	60分	全員	1人	視聴覚教材		
	課題実施前の助言は次のとおりである。 (1) できるだけ広い範囲を見ること	はじめに、運転技能の診断(1)と同じ慣熟走行を実施し、第1日目の技能診断による指導が活かされているかを確認チェックする。車					大型自動二輪車 普通自動二輪車 原動機付自転車	補助者1人 実施方法は、運転技能の診断(1)に同じ。

第2日	運転技能の診断(2)	(2) 駐停車車両の陰、小交差道路等からの飛び出しに警戒を強めること。 (3) 歩行者、自転車等に不安を感じたときは、減速することを考えて運転すること。 (4) 二輪車の特性に応じた走行をすること	の動きが昨日と変わらず乱暴であれば、状況に応じた早めの減速が実行されていないことを指摘する。場合によっては、同じコースを、もう1度走らせる。 そして、運転技能の診断(1)と同じ課題を行い、受講者の運転について1人ずつ、二輪車の危険性は運転行動と密接な関係があることを理解させるため、第1日目の運転と比較して、どこが改善されているかを講評する。 なお、この際アンケートをとり、他のメンバーの運転に対する感想を記載させるようにすれば、この訓練の度合いを把握できることになる。	60分	グループ(3人)別	受講者3人につき、担当者1人		
	安全運転実行のための指導・助言	(1) 適性・技能診断書から何が危険かを示唆する。 (2) コースでの訓練結果から改善されたものと、まだ今後気を付けるべき事柄を指摘する。 (3) 危険予知運転の大切さを改めて気付かせる。 (4) 社会の中の自分、ルール及びマナーの在り方を理解させる。	適性・技能診断書を見せながら指導する。 自らの長所・短所を冷静に見つめ、短所が車の動きとして表れないように刻々と変化する運転時の自らの心の動きを抑制する必要がある。 事故を起こしたくない気持ちを、このように、車の動きとして表現する必要があることを強調し、指導する。	60分	個別的指導			
	ブリーフ・インターベンション②	ワークブック(日記)の記載内容の確認及び目標達成程度の確認	ブリーフ・インターベンション①で設定した目標の達成状況や飲酒量の変化を確認し、個人ごとに飲酒行動や運転行動の改善について指導する。	60分	個別的指導	受講者3人につき、担当者1人	ワークブック	
	ディスカッション	飲酒運転をテーマとしたディスカッションを行い、飲酒運転の危険性・悪質性を理解させる。	自らの飲酒運転経験を発表させ、飲酒運転を行ってしまった理由、今後、飲酒運転を行わないための方策等について議論させ、飲酒運転に対する問題意識をもたせるよう、指導する。	50分	討議形式	受講者6人以下につき、担当者1人	ディスカッション資料	補助者1人
	講習から得られるものは何か	何が得られたかを中心課題として、受講者の心に残るもの、講習に対する印象の大略を把握する。運転時の意識の在り方の大切さが理解されていればよい。	質疑応答により、担当者が受講者の発言を促しながら進める。進め方の形式にこだわりなく、次のような結論に導く。 (1) 運転の改善は、一気にできるものではない。毎日を訓練のつもりです。 (2) 受講内容を時々思い浮かべながら運転する。 (3) 状況の変化には、一呼吸早めの減速で応じる。 (4) 先急ぎの気持ち、わがままさ及び横着さを刻々と抑えなければ、ブレーキの活用ができないこと。  受講者の心に残ったもの、受講後の改善意欲を感想文にまとめさせる。 嫌々ながら受講しているうちに、何かに気付き、受講して良かったという気持ちを抱いている可能性がある。このような気持ちを大事にしながらか講習を終了させる。	60分	全員	1人		補助者1人

備考 1 休憩時間は、講習時間以外に適当時間設けること。  
2 「アルコールスクリーニングテスト (AUDIT)」とは、WHO(世界保健機関)が開発した飲酒問題の程度を調べるテストをいう。  
3 「ブリーフ・インターベンション」とは、自らのアルコール依存の程度を自覚させ、飲酒行動の改善を促すとともに、問題飲酒行動及び飲酒運転抑止のための目標設定を行わせるなどの短時間のカウンセリングをいう。

別表第3

取消処分者講習の講習科目、時間割等に関する細目（四輪車用）

日	講習科目	講習細目	留意事項	時間	形式	担当者	資器材の装備	備考
第1日	運転適性検査	開講 運転適性検査	講習の目的とその日程について簡単に説明し、直ちに、運転適性検査を実施する。自分の力を出し切るよう指導する。	60分	全員	1人	運転適性検査用紙	受講者9人以内 受講者全員に対し補助者1人 1グループ3人 補助者は、運転適性検査を補助する。
	導入	(1) 講習目的と方法の説明 (2) 講師及び受講者の自己紹介	明るく率直な雰囲気を作り、何を話してもよいという気持ちを抱くよう仕向ける。 受講者の日頃の利用車種、車歴等を話させることで、寡黙の時間が続かないようにする。	60分	グループ(3人)別	受講者3人につき、 担当者1人		担当者は、同じグループを引き続き担当する。 補助者1人 補助者は、運転適性検査を採点し、診断票を作成する。
	性格と運転の概説	視聴覚教材により性格特徴が運転の仕方に表れる可能性のあることを示唆する。	自らの弱点を冷静に見つめる必要があることを気付かせるような内容のものとする。 運転適性検査結果に結び付け、安全な運転の在り方について指導する。	60分	全員	1人	視聴覚教材	補助者1人
	適性診断結果による指導・助言	運転適性診断書を受講者に渡し、それを見ながら運転時の危険と直結しやすい弱点を指摘し、事故を起こしやすい要素が自らの中にあることを、それとなく気付かせるように仕向ける。	自らの運転の仕方を反省する必要があることを気付かせ、弱点が車の動きに表れないようにするためにはどうしたらよいかを考えさせる。 そして、できるだけ処分事由となった事故又は違反と適性検査結果とを結び付けて考えるように示唆する。 最後に、安全運転実行のためのことを助言する。	120分	個別的指導			
	運転技能の診断	(1) 診断の狙いと心構え (2) 道路又はコースでの技能診断 (3) チェックリストによる長所、短所の説明 (4) 適性診断結果と照合した運転特徴の説明	運転時の危険な癖を指摘し、それが今後の運転に表れないようにするための方法を具体的に考えさせる。 その技術を助言する。	120分	グループ(3人)別	受講者3人につき、 担当者1人	自動車	受講後取得しようとする免許に対応する自動車によって行う。 仮免を有する者…道路 仮免のない者…コース 受講者全員に対し補助者1人
第2日	危険予知運転の解説	運転席から見えない部分に対する警戒心を高めるための方策を考えさせる。	運転席からの死角に対する気配りの必要性を強調して、突発的な事態の変化を想定しながら、慎重に運転する必要性を知らせる。	60分	全員	1人	視聴覚教材	補助者1人
	道路又はコースでの技能診断	運転技能の診断と同じメンバーで同じ講習路を走る。走行前の助言は、次のとおり。 (1) できるだけ広い範囲を見ること。 (2) 駐停車車両の陰、小交差道路等からの飛び出しに警戒を強めること。 (3) 歩行者、自転車等に不安を感じたときは、減速することを考えて運転すること。	車の動きが昨日と変わらず乱暴であれば、状況に応じた早めの減速が実行されていないことを指摘する。 場合によっては、同じ講習路をもう1度走らせる。 受講者の運転について、1人ずつ昨日の運転と比較してどこが改善されているかを講評する。 なお、この際アンケートをとり、他のメンバーの運転に対する感想を記載させるようにすれば、この訓練の効用の度合いを把握できることになる。	150分	グループ(3人)別	受講者3人につき、 担当者1人	自動車	受講者全員に対し補助者1人
	安全運転実行のための指導・助言	(1) 適性・技能診断書から何が危険かを示唆する。 (2) 道路又はコースでの訓練結果から改善されたものと、まだ今後気を付けるべき事柄を指摘する。 (3) 危険予知運転の大	適性・技能診断書を見せながら指導する。 自らの長所・短所を冷静に見つめ、短所が車の動きとして表れないように、刻々と変化する運転時の自らの心の動きを抑制する必要がある。 事故を起こしたくない気持ちを、このように、車の動きとして表現す	90分	個別的指導			

	切さを改めて気付かせる。 (4) 社会の中の自分、ルール、マナーの在り方を理解させる。	必要があることを強調し、指導する。 飲酒ゴーグルを活用して、飲酒による視覚機能の変化を疑似体験させる。					
講習から得られるものは何か	何が得られたかを中心課題として、受講者の心に残るもの、講習に対する印象の大略を把握する。運転時の意識の在り方の大切さが理解されていればよい。	質疑応答により、担当者が受講者の発言を促しながら進める。進め方の形式にこだわりなく、次のような結論に導く。 (1) 運転の改善は、一気にできるものではない。毎日を訓練のつもりです。 (2) 受講内容を時々思い浮かべながら運転する。 (3) 状況の変化には、一呼吸早めの減速で応じる。 (4) 先急ぎの気持ち、わがままさ、横着さを刻々と抑えなければ、ブレーキの活用ができない。  受講者の心に残ったもの、受講後の改善意欲を感想文にまとめさせる。 嫌々ながら受講しているうちに、何かに気づき、受講してよかったという気持ちを抱いている可能性がある。このような気持ちを大事にしながら講習を終了させる。	60分	全員	1人		補助者1人

備考 休憩時間は、講習時間以外に適当時間設けること。

別表第4

取消処分者講習の講習科目、時間割等に関する細目（二輪車用）

日	講習科目	講習細目	留意事項	時間	形式	担当者	資器材の装備	備考
第1日	運転適性検査	開講 運転適性検査	講習の目的とその日程について簡単に説明し、直ちに、運転適性検査を実施する。自分の力を出し切るよう指導する。	60分	全員	1人	運転適性検査用紙	受講者9人以内 受講者全員に対し補助者1人 1グループ3人 補助者は、運転適性検査を補助する。
	導入	(1) 講習目的と方法の説明 (2) 講師及び受講者の自己紹介	明るく率直な雰囲気を作り、何を話してもよいという気持ちを抱くよう仕向ける。 受講者の日頃の利用車種、車歴等を話させることで、寡黙の時間が続かないようにする。	60分	グループ(3人)別	受講者3人につき、 担当者1人		担当者は、同じグループを引き続き担当する。 補助者1人 補助者は、運転適性検査を採点し、診断票を作成する。
	運転技能の診断(1-1)	(1) 診断の狙いと心構え (2) コースでの技能診断 (3) チェックリストの作成	① 日常点検・取り回し ② 慣熟走行 ③ 目標制動 ④ コーナリング ⑤ スラローム ⑥ 8の字旋回 ⑦ 緊急制動 ⑧ 緊急回避 コースにおいて示した課題を行わせることにより、二輪車の危険性は運転行動と密接な関係があることを理解させる。 その者の特性を把握し、診断票を作成する。	60分	グループ(3人)別	受講者3人につき、 担当者1人	大型自動二輪車 普通自動二輪車 原動機付自転車	車両は、受講者1名に1台 補助者1人 課題は、①及び②のほか③～⑧のうち数課題を指定して実施する。 担当者の診断方法は定置式とする。 慣熟走行は補助者の先導で集団走行させ、最初の2周は極低速で走行し状況を見ながら順次速度を上げる。
	性格と運転の概説	視聴覚教材により性格特徴が運転の仕方に表れる可能性のあることを示唆する。	自らの弱点を冷静に見つめる必要のあることを気付かせるような内容のものとする。 把握した診断結果及び運転適性検査結果を結び付け、安全な運転の在り方について指導する。	60分	全員	1人	視聴覚教材	補助者1人
	運転技能の診断(1-2)	(1) コースでの技能診断 (2) チェックリストによる長所、短所の説明 (3) 適性診断結果と照合した運転特徴の説明	前回の技能診断と同じ課題により再び行わせ、改善されていない点や運転時の危険な癖を指摘して、それが今後の運転に表れないようにするための方法を具体的に考えさせる。その技術を助言する。	60分	グループ(3人)別	受講者3人につき、 担当者1人	大型自動二輪車 普通自動二輪車 原動機付自転車	補助者1人 担当者の診断方法は定置式とする。 慣熟走行は集団走行させ、補助者が先導する。
	適性・技能診断結果による指導・助言	運転適性診断結果及び技能診断結果に基づき、運転時の危険と直結しやすい弱点を指摘し、事故を起こしやすい要素が自らの中にもあることをそれとなく気付かせるように仕向ける。	技能診断の体験をもとに、二輪車の動きが運転者や速度によってどう違うか、これまでの思い込みとの相違点を話させ、気付かせる。互いの運転の違いを比較させ、処分事由となった事故又は違反と適性検査結果を結び付けて考えるよう示唆し、どうすることが大事かを考えさせる。 第2日目の受講を考え、押しつける指導ではなく、希望を持たせる配慮が必要である。	120分	個別指導			
運転技能の診断(2)	課題実施前の助言は次のとおりである。 (1) できるだけ広い範囲を見ること。 (2) 駐停車車両の陰、小交差道路等からの飛び出しに警戒を強めること。 (3) 歩行者、自転車等に不安を感じたときは、減速することを考えて運転すること。 (4) 二輪車の特性に応じた走行をすること	はじめに、技能運転の診断1-1と同じ慣熟走行を実施し、昨日の技能診断による指導が生かされているかを確認チェックする。車の動きが昨日と変わらず乱暴であれば、状況に応じた早めの減速が実行されていないことを指摘する。場合によっては、同じコースを、もう1度走らせる。 そして、技能運転の診断1-1と同じ課題を行い、受講者の運転について1人ずつ、二輪車の危険性は運転行動と密接な関係があることを理解させるため、昨日の運転と比較して、どこが改善されているかを講評	150分	グループ(3人)別	受講者3人につき、 担当者1人	大型自動二輪車 普通自動二輪車 原動機付自転車	補助者1人 実施方法は、運転技能の診断1-1と同じ。	

第2日			する。 なお、この際アンケートをとり、他のメンバーの運転に対する感想を記載させるようにすれば、この訓練の度合いを把握できることになる。					
	危険予知運転の解説	運転席から見えない部分に対する警戒心を高めるための方策を考えさせる。	画像を見て、何が問題かを相互に話し合わせる。二輪又は四輪の運転席からの死角に対する注意及び突発的な事態の変化を各人の経験に照らし話させ、安全運転の必要性及び対処法を認識させる。	60分	全員	1人	視聴覚教材	
	安全運転実行のための指導・助言	(1) 適性・技能診断書から何が危険かを示唆する。 (2) コースでの訓練結果から改善されたものと、まだ今後気を付けるべき事柄を指摘する。 (3) 危険予知運転の大切さを改めて気付かせる。 (4) 社会の中の自分、ルール及びマナーの在り方を理解させる。	適性・技能診断書を見せながら指導する。 自らの長所・短所を冷静に見つめ、短所が車の動きとして表れないように刻々と変化する運転時の自らの心の動きを抑制する必要がある。 事故を起こしたくない気持ちを、このように、車の動きとして表現する必要があることを強調し、指導する。 飲酒ゴーグルを活用して、飲酒による視覚機能の変化を疑似体験させる。	90分	個別的指導			
講習から得られるものは何か	何が得られたかを中心課題として、受講者の心に残るもの、講習に対する印象の大略を把握する。運転時の意識の在り方の大切さが理解されていればよい。	質疑応答により、担当者が受講者の発言を促しながら進める。進め方の形式にこだわりなく、次のような結論に導く。 (1) 運転の改善は、一気にできるものではない。毎日を訓練のつもりとする。 (2) 受講内容を時々思い浮かべながら運転する。 (3) 状況の変化には、一呼吸早めの減速で応じる。 (4) 先急ぎの気持ち、わがままさ及び横着さを刻々と抑えなければ、ブレーキの活用ができないこと。  受講者の心に残ったもの、受講後の改善意欲を感想文にまとめさせる。  嫌々ながら受講しているうちに、何かに気付き、受講して良かったという気持ちを抱いている可能性がある。このような気持ちを大事にしながらか講習を終了させる。	60分	全員	1人		補助者1人	

備考 休憩時間は、講習時間以外に適当時間設けること。

## 取消処分者講習通知書

年 月 日

殿

宮城県公安委員会

あなたの申出により、道路交通法第108条の2第1項第2号に規定する講習を下記のとおり実施いたしますので通知します。

なお、道路交通法第96条の3の規定により、この講習を受講しなければ運転免許（仮免許を除く。）の受験資格がありません。

記

日 時	
場 所	
用意する物	
服装、履物 等について	
注意事項	
備 考	

# 取消処分者講習受講申請書

年 月 日

殿

氏 名		生年月日	年 月 日生					
住 所								
免許欠格期間満了日	年 月 日	免許交付公安委員会	公安委員会					
取消前に取得していた免許の種類 (○で囲むこと。)	大 型	大 特	原 付	中型二	希 望 する	四 輪		
	中 型	大自二	けん引	普通二		二 輪		
	準中型	普自二	大型二	けん二	講 習 の 車	原付		
※講 習 日	年 月 日	講習場所						
<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; border: 1px dashed black; height: 100px;"></td> <td style="width: 50%; border: 1px dashed black; height: 100px;"></td> </tr> </table>								



## 運転技能診断票

		氏名		歳	仮免	有・無	直接	教習所
確認行為	視点 状況確認 危険予知	近い 一点集中 偏り むら 中途半端 遅い 見落とし 脇見 深い (ルーム サイド 目視) なし 甘い						
運転操作	ハンドル ブレーキ アクセル クラッチ その他	ふらつき とられ 遅い 早い 急 片手 内かけ 遅い 早い 強い 急 むら 急 足乗せ 急 荒い 急ぐ 1速・2速長い ドアロック シートベルト						
走行特徴	合 凶 速 度 走行位置 停止位置 進路変更 信 号 標 識 交 差 点 障 害 物 踏 切 坂 道	しない 遅い 早い 戻し忘れ 速い 遅い 徐行 外周 (右回り 左回り) カーブ (右寄り 左寄り) 出過ぎ 不完全 不停止 しない 遅い 早い 寄りすぎ 寄り不足 右首振り 離れ 無視 軽視 見落とし (赤 黄 矢印) 見込み 無視 軽視 見落とし 右折小 右折斜め 左折寄らない 左折大 ふらつき 他車妨害 速い 狭い 死角 対向車 窓 (しない 不足) 確認 (しない 右 左 近い) ギアチェンジ 右寄り 左寄り 速度 (速い 遅い) 頂上付近徐行 ギアチェンジ						
性格特徴 運転態度	状況判断 衝動抑止 攻撃性 自己顕示 感情高揚 神経質 抑鬱性 じっくり 特異性	ぼんやり 勘違い 先急ぎ せっかち 焦る わがまま 無視 かっこうをつける 無理 調子っばい 気分左右 すぐ興奮する 緊張しすぎ 迷い 集中できず おどおどする 弱気 転換悪い むき熱中 もたつく ( )						
走行中の 印 象								

第 号

写 真

貼 付

押 出 し

スタンプ

## 取消処分者講習終了証明書

住 所

氏 名

年 月 日生

上記の者は、 年 月 日道路交通法第108条の2第1項第2号

に規定する取消処分者講習を終了した者であることを証明する。

年 月 日

宮城県公安委員会

印

- 備考1 写真は、講習前6月以内に撮影した、無帽、正面上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのものとする。
- 2 実施機関は、指定講習機関の場合は「指定講習機関名及び管理者」とする。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

# 取消処分者講習終了証明書再交付申請書

年 月 日

宮城県公安委員会 殿

氏名・生年月日	年 月 日生
住 所	
再交付を申請する理由	
受講日・場所	年 月 日

別記様式第6号

取消処分者講習実施結果報告書

年 月 日

宮城県公安委員会 殿

印

下記の者に対して、道路交通法第108条の2第1項第2号に規定する講習を  
年 月 日に終了したので報告する。

番号	フリガナ 氏 名	生年月日	住 所	指導員氏名
備 考				

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。